

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のB会社C支社（以下「会社」という。）に雇用され、保険の営業業務に従事していた。

請求人によれば、上司から強い指導、叱責、パワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）などを受け、平成〇年〇月頃から涙が突然溢れてくる等心身に異常がみられるようになったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dホスピタルに受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「傷病名については、多彩な症状を訴えるが、いずれの症状もそれ自体ではより特異的診断を正当化するほどの十分な重篤度を示していないことから『適応障害』と診断したものであり、発病の時期については、請求人が訴える症状が増悪してきた頃の『平成〇年〇月頃』である。」旨述べている。F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「傷病名については、職場での状況等から『適応障害』の要素が大きいと判断したものであり、発病の時期については、請求人の現病歴に関する説明から『平成〇年〇月頃』である。」旨述べている。G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、発病時期については明確には意見を述べておらず、傷病名については、「H病院心療内科を受診するようになった内容からICD-10診断ガイドラインの『F43.2 適応障害』と診断したものである。」旨述べている。労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「傷病名はICD-10診断ガイドラインの『F43.2 適応障害』と考えられ、発病時期は、自ら命を絶つような感情等が段々と強くなって精神科を受診した平成〇年〇月〇日頃と考えられる。」と述べている。

当審査会としても、上記の各医師及び専門部会の意見に鑑み、請求人に発病した精神障害はICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）であり、発病の時期についても、請求人の症状の推

移に鑑みて、E 医師及び専門部会の意見のとおり、平成〇年〇月下旬頃とすることが妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事及び極度の長時間労働は認められない。そこで、「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人は下記のとおり、職場における様々な出来事が負荷となった旨主張していることから、以下それぞれについて検討する。

ア まず、「(重度の) 病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度はⅢ）に該当するとの主張は、平成〇年〇月〇日に自家用車で営業先に向かう途中、都市高速道路上の落下物のアルミ製鉄柱に乗り上げた際、首等を負傷し、医療機関で「頸椎捻挫」、「頸椎捻挫後遺症、頭痛」の傷病名で通院治療を受けたというものである。同事故の経過及び負傷の程度について検討するも、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)に説示するのとおりであり、心理的負荷の総合評価は「弱」とみると妥当であると判断する。

イ 「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度はⅡ）に該当するとの主張は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの2週間に12日間連続して営業活動を行ったというものであるが、この点、研修日誌から当該事実があったことは確認できる。そこで、請求人の連続勤務の内容をみると、請求人は、通常の営業活動業務に従事していたものであり、公休日である同月〇日（土）と〇日（日）に勤務しているものの、深夜時間帯の勤務は認められない。同連続勤務中の時間外労働時間数は33時間35分となっており、ある程度集中的に業務を行っていたことは認められるも、業務自体は通常の営業活動であり、特に負担のかかる特別な業務に従事していたとは認められない。一件記録を精査するも、請求人が休日に就労しなけれ

ばならない程の業務量があったと認めることはできず、その労働密度は低いと考えられることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とみるとみることが妥当であると判断する。

ウ 「仕事の内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度はⅡ）に該当するとの主張は、研修期間が終了した平成〇年〇月末頃以降、職場外で実際の営業の仕事をするようになり、休日、月曜日から金曜日の午後５時以降も営業先への訪問等で勤務時間が長くなったとするものである。Ⅰは、請求人は問題なく職場外の営業の仕事等をしてきた旨述べており、また、請求人の営業活動において問題があったとの証拠は認められていない。一方、請求人の時間外労働時間数の状況は、上記のとおりであり、恒常的な長時間労働は認められない。ただし、研修終了後、時間外労働時間数が２０時間以上増加し、平成〇年〇月〇日～〇月〇日の１か月当たり４５時間以上の時間外労働時間数が認められることから、当審査会において検討するも、決定書理由第２の２の（２）のイの（エ）に説示するとおり、当該出来事の心理的負荷の強度を判断する具体例に照らして「中」である例の「担当業務内容の変更、取引量の急増等により、仕事内容、仕事量の大きな変化（時間外労働時間数としてはおおむね２０時間以上増加し１月当たりおおむね４５時間以上となるなど）が生じた」に該当することから、その心理的負荷の総合評価は「中」とみるとみることが妥当であると判断する。

エ 「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度はⅡ）に該当するとの主張の趣旨は、平成〇年〇月末頃から同年〇月までの間、Ⅱから日常的な業務指導を受ける中で、嫌がらせやいじめ等のパワハラを受けたとするものである。当審査会においては、請求人が精神的に大きな負荷となったと主張するⅡの言動について、Ⅱ本人及び会社関係者の申述を精査したところ、請求人に対して、場面に応じて細かい指導をした可能性はあると認められるも、嫌がらせやいじめ等のパワハラ行為や適正な業務指導の範囲を超えるような強い指導及び叱責をしたとは認め難いものである。この点、Ⅲは「人によると思う。言い方の強弱もあるので受け取り方の問題ではないか」旨述べており、Ⅳも「Ⅱが一生懸命だからパワハラではない」旨述べていることに鑑みると、一定の厳しい指導は行われたものと推認できる。したがって、

当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイの(オ)に説示するとおり、当該出来事の心理的負荷の強度を判断する具体例に照らして、その心理的負荷の総合評価は「中」とであるとみることが妥当であると判断する。

オ 「セクシャルハラスメントを受けた」との主張は、請求人の車で営業に2人で出掛けた際、Jから、Mで同級生が店長をやっているからいい女性を紹介できると3回ほどしつこく誘われたり、頻繁にいやらしい話を聞かされたというものである。請求人によると、当該出来事について会社に相談したことはなく、また、Jに「止めてほしい」と直接言ったことはないと述べており、Jによる性的発言が執拗に行われたとは認め難いものであり、当審査会としても、当該出来事の心理的負荷の強度を判断する具体例に照らして、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであるとみることが妥当であると判断する。

カ 以上のとおり、精神障害に關与する出来事が複数あり、それぞれの出来事は相互に關連して生じておらず、心理的負荷の強度が「中」と評価される出来事が2つ、「弱」と評価される出来事が3つあり、当審査会としても、各出来事について、出来事後の変化や出来事の前後に恒常的な長時間労働が認められないことから、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものと判断する。

キ 以上のことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められない。

(4) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。